

諮問番号：諮問第260号

答申番号：答申第260号

答申書

第1 審査会の結論

宗像市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

診察指示で、車で1時間半程の病院に行き、受付を済ませて、診察を待っていたところ、マスクをしていないので診察しませんと言われて受診できず。それが理由により申請却下された。

2 審査庁の主張の要旨

処分庁は、法に基づく生活保護（以下「保護」という。）の開始申請に伴い、保護の要否を判定するにあたり、審査請求人の健康状態を調査するために必要な検診を実施しようとしたものであると認められ、法28条第1項の規定に基づく検診命令（以下「本件検診命令」という。）を発したことに不合理な点は認められない。

また、審査請求人は検診命令先の病院で検診を受けることが可能であったにも関わらず、正当な理由なく、自己都合で検診を拒否したものと認められ、処分庁が、審査請求人が本件検診命令に従わなかったことを理由に本件処分を行ったことに不合理な点はない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施のため必要がある

と認めるときは、要保護者の健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる」と定めている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の4の(1)は、検診を命ずべき場合について、保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき等には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずることと、同(3)は、「(1)により検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行なうものとする。」としている。

本件についてみると、令和5年8月21日付けで、審査請求人は保護の開始を求める申請（以下「本件申請」という。）を行っており、保護を申請する理由は「病気の為」と記載されており、令和5年8月29日、処分庁は、審査請求人に対し、法第28条第1項の規定に基づく本件検診命令を発している。

以上より、処分庁は、保護の開始申請に伴い、保護の要否を判定するにあたり、審査請求人の健康状態を調査するために必要な検診を実施しようとしたものであると認められる。

そのほか、本件検診命令を発することが不合理であるとする特段の理由は認められない。

したがって、処分庁が本件検診命令を発したことに不合理な点は認められない。

法第28条第5項は、保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始申請を却下することができる旨を定めている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第11の問2は、検診命令に従わない場合の取扱いとして、「その必要があると認められるときは法第28条第5項により保護の開始若しくは変更の申請を却下すること。」とし、「法第28条第5項により処分を行う場合は、次によること。」として、「保護の開始申請に伴い、保護の要否を判定するため必要な検診である場合には、当該開始申請を却下すること。」などを定めている。

本件についてみると、令和5年9月7日、宗像市福祉事務所の職員は、審査請求人か

ら、「●●●●●●（以下「医療機関A」という。）で受付まで済ませたが、マスクをするよう言われたが、マスクはしない主義のためその旨を伝えると受診拒否されたので帰る」との報告を受けており、宗像市福祉事務所の職員は検診命令どおり診察を受けるように伝えたが、審査請求人は拒否している。

そして、同月8日、審査請求人から、どこか別の病院で検診を受けられるようにしてほしいとの連絡があり、宗像市福祉事務所の職員が●●●●●●（以下「医療機関B」という。）に確認したところ、同月11日、医療機関Bから、マスクをしない方は受け入れられないとの回答を得ている。

以上を踏まえると、審査請求人は検診命令先の病院で検診を受けることが可能であったにも関わらず、正当な理由なく、自己の都合で検診を拒否したものと認められる。

したがって、審査請求人は、保護の開始申請に伴い、保護の要否を判定するため必要な検診について拒否したものと認められるので、処分庁が、審査請求人が本件検診命令に従わなかったことを理由に本件処分を行ったことに不合理な点はない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和6年4月9日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年5月21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施のため必要があると認めるときは、要保護者の健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる」と定めている。また、局長通知第11の4の(1)では、保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき等には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずることとされている。

本件についてこれをみると、審査請求人は、本件申請において保護を申請する理由として「病気の為」と記載していることから、処分庁は、保護の要否を判定するにあたり、

審査請求人の健康状態を調査するために必要な検診を実施しようとしたものであると認められ、処分庁が本件検診命令を発したことに不合理な点は認められない。

法第28条第5項は、保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始申請を却下することができる旨を定めている。また、課長通知第11の問2は、「法第28条第5項により処分を行う場合は、次によること。」として、「保護の開始申請に伴い、保護の可否を判定するため必要な検診である場合には、当該開始申請を却下すること。」などを定めている。

本件についてこれをみると、宗像市福祉事務所の職員は、審査請求人から、「医療機関Aで受付まで済ませたが、マスクをするよう言われたが、マスクはしない主義のためその旨を伝えると受診拒否されたので帰る」との報告を受けたため、審査請求人に対し、検診命令どおり診察を受けるように伝えたが、審査請求人はそれを拒否した。

このことから、審査請求人は検診を行う医療機関で検診を受けることが可能であったにも関わらず、正当な理由なく、自己の都合で保護の可否を判定するため必要な検診を拒否したものと認められ、処分庁が、審査請求人が本件検診命令に従わなかったことを理由に本件処分を行ったことに不合理な点はない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩